

千葉県環境審議会水環境部会 議 事 録

日時：平成 24 年 4 月 27 日（金）
午後 3 時～
場所：ホテルプラザ菜の花
4 階 会議室「楨」

目 次

1. 開 会	1
2. 千葉県環境生活部長あいさつ	2
3. 部会長あいさつ	2
4. 議 事	3
諮問事項	
(1) 千葉県環境保全条例の一部を改正する条例骨子案について	4
5. そ の 他	1 1
6. 閉 会	2 0

1. 開 会

司会（山中副課長） 足元の悪い中をお運びいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから千葉県環境審議会水環境部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます水質保全課の山中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日御出席の委員の方々を御紹介申し上げます。

お手元の委員名簿及び座席表を御覧ください。

水環境部会長の磯部雅彦委員でございます。

入江晶子委員でございます。

近藤昭彦委員でございます。

瀧 和夫委員でございます。

山室真澄委員でございます。

勝山 満委員でございます。

加藤賢三委員でございます。

なお、岩渕弘美委員におかれましては、本日、所用のため欠席との連絡をいただいております。

続きまして、特別委員の方々です。

経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部長の重政弥寿志委員ですが、本日は代理として福永光徳様に御出席いただいております。

経済産業省原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部長の守屋猛委員ですが、本日は代理として藤井幸悦様に御出席いただいております。

国土交通省関東地方整備局河川部長の山田邦博委員ですが、本日は代理として山下武宣様に御出席いただいております。

同じく関東地方整備局港湾空港部長の下司弘之委員ですが、本日は代理として小林雅幸様に御出席いただいております。

海上保安庁第三管区海上保安本部千葉海上保安部長の小島良二委員ですが、本日は代理として今家晃一様に御出席いただいております。

なお、農林水産省関東農政局生産部長の井川義孝委員は、本日は所用のため欠席でございます。

ここで定足数の確認をさせていただきます。

ただいま御紹介申し上げたとおり、本日は委員総数の半数以上の出席をいただいております。したがって、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、本会議が成立していることを報告いたします。

次に、事務局の幹部職員を紹介いたします。

千葉県環境生活部長の戸谷でございます。

千葉県環境生活部次長の北田でございます。

環境生活部水質保全課長の大竹でございます。

水質保全課水質指導室長の生駒でございます。

以上、よろしく願いいたします。

2. 千葉県環境生活部長あいさつ

司会 それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の戸谷から御挨拶を申し上げます。

戸谷環境生活部長 皆様、こんにちは。今年度も環境生活部長ということで皆様に御理解、御協力を賜わることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

環境審議会水環境部会でございますが、委員の皆様には、大変お忙しい中、また年度の当初ということでお忙しい中を御出席を賜わりまして、改めて御礼を申し上げます。

また、日頃から本県の環境行政に御理解、御尽力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

昨年度は、当部会は例年よりも多くて、5回開催していただいたところでございます。東京湾総量削減計画、また印旛沼・手賀沼の湖沼水質保全計画など諮問事項が8件ございましたが、答申をいただいたところでございます。御礼を申し上げます。

さて、本日でございますが、平成24年度の第1回目の部会となりますが、「千葉県環境保全条例に関する事項」1件の諮問事項ということで御審議をお願いいたします。よろしく願いいたします。

これは、水質汚濁防止法の改正により、事業者が行う自主測定について、測定結果の記録の保存の義務付け、また記録を保存しなかった者に対する罰則が創設されるなどいたしましたことから、法と同様の規定がある環境保全条例についても同様の改正を行おうというものでございます。

審議事項につきましては、後ほど担当者から御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

なお、本日、年度当初ということもございまして、千葉県の環境行政、特に、水質保全行政の状況について御報告、また情報提供をさせていただきます。後ほど水質保全課長からお話をさせていただきます。

司会 ありがとうございます。

3. 部会長あいさつ

司会 続きまして、磯部部会長から御挨拶をいただきます。

磯部部会長 昨年度に引き続きまして、まだ任期ということで、部会長を引き受けさせていただきます磯部でございます。

ただいま環境生活部長様から御挨拶もございましたけれども、国の中でも、今まさに新しい生物多様性国家戦略の議論がちょうど佳境に入ったところだと思えます。今年度中にはそれが改定されて、来年度から実施されることになるかと思えます。その中で特に水環境というのは、生物多様性の中で極めて重要なファクターであるということでもありますので、ここでも水環境のことについていろいろ皆様から御意見をいただき、より良い議論をし、そしてまた諮問があった際にはきちっとした答申を出したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。
議事に入る前に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

次第

委員名簿

座席表

千葉県環境審議会運営規程

環境審議会への諮問文と水環境部会への付議文の写し（両面刷）

本日の議題の資料として、

資料 1 千葉県環境保全条例の一部を改正する条例骨子案

資料 2 水質汚濁防止法改正（平成 22 年 5 月）に伴う千葉県環境保全条例の一部改正について

資料 3 千葉県環境保全条例の一部改正骨子案に関する意見募集について

参考資料として、

参考資料 1 水質規制に係る法令体系図

参考資料 2 水質規制法令等

参考資料 3 改正水質汚濁防止法について（平成 24 年 6 月施行）

参考資料 4 平成 24 年度海域モニタリングの進め方

参考資料 5 東京湾における放射性物質のモニタリング体制の強化について

参考資料 6 海水浴場等における海水中の放射能濃度モニタリング調査について

それから、参考資料番号は付してございませんが、1 枚もので

海水浴場等における海水中の放射能濃度モニタリング調査結果について

というものでございます。

不足等ございませんか。

4. 議 事

司会 それでは、これから議事に入りたいと存じます。

千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、部会長が会議の議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行については磯部部会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

磯部部会長 それでは議長を務めさせていただきます。議事の進行につきまして、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議については、千葉県環境審議会の運営規程に基づき公開で行います。

議事に先立ちまして、議事録署名人の指名を私に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

磯部部会長 それでは、今日は瀧委員と勝山委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

諮問事項

(1) 千葉県環境保全条例の一部を改正する条例骨子案について

磯部部会長　それでは、早速、議事に入ります。

本日の議題として、諮問事項が1件ございます。「千葉県環境保全条例に関する事項」として、千葉県環境保全条例の一部を改正する条例骨子案について審議をお願いいたします。

まず、審議事項について、事務局から御説明をお願いします。

生駒水質指導室長　諮問事項「千葉県環境保全条例の一部を改正する条例骨子案について」を御説明申し上げます。

資料1の諮問事項が、今回御審議いただく改正条例の骨子案となっております。

資料1を御覧ください。

趣旨につきましては、平成22年に水質汚濁防止法——少し長いので「水濁法」と呼ばせていただきます——が改正されましたが、その改正趣旨を踏まえて県独自に設定し、また運用している千葉県環境保全条例——これも少し長いので「保全条例」と呼びます——についても所要の規定を整備していきたいとするものです。

その内容は、排出水の汚染状態の測定に関すること、事故時における事業者が行うべき措置に関することについて、水濁法改正の内容に沿って規定を整備していこうとする内容となっております。

条例や水濁法のこれまでの経緯についてももう少し詳しく説明いたします。

参考資料1「水質規制に係る法令体系図」を御覧ください。

県では、河川や湖沼等の公共用水域の水質保全のために、この図の真ん中ほどにある水濁法に基づき、工場・事業場の排水規制を行っております。水濁法では、特定の施設を規定して、これが約100種類ありますが、この特定の施設を有している工場や事業場を規制しております。県内では1万事業場ほどございます。具体的には、水濁法で排水基準が設定され、これに基づいて工場・事業場に対して排水規制を行っております。さらに、事業者自らが排水の測定を行ういわゆる自主測定の義務付け、事故により有害物質を含む水が公共用水域に排出された場合などにおいて事業者が行うべき措置が規定されております。

この水濁法に加え、千葉県では、資料の右にある保全条例により独自の排水規制を行っております。水濁法の規制対象外の施設4種類、法より小規模な施設が対象となっておりますが、これを特定施設としてやはり同じように規定して規制の対象としております。事業場の数は約1,300ございます。水濁法と同様に条例でも排水基準が設定され、これに基づいて事業場に対して排水規制を行っております。さらに、自主測定や事故時の措置も同様に規定しております。

もう少し保全条例について触れたいと思います。

資料3「千葉県環境保全条例の一部改正骨子案に関する意見募集について」、これはタブレットコメントを実施したときの資料ですが、この3ページをお開きください。

ここでは保全条例関係の水質規制について、アウトラインを記載しております。

1の目的にもございますが、保全条例自体は、昭和40年代に公害防止条例が制定され

ており、その公害防止条例を基本としながら、平成7年に新たに制定されております。

2は、保全条例に基づく水質規制の内容となっております。

何回か繰り返しになり恐縮ですが、規制体系としては、(1)では「届出」として、水濁法の適用対象とならない施設——いわゆる小規模の施設になろうかと思いますが——のうち、汚濁負荷の大きい施設4種類を特定施設として規定し、事業者に対して知事に届け出ることを義務付けております。

具体的にどういった施設があるかといいますと、次の4ページ、「特定施設」ということで表が載っておりますが、この4種類です。

一番目として油缶、空缶、再生業の用に供する洗浄施設。これは県内には現在は事業場はございません。

二番目として、ばい煙、粉じんの湿式処理施設。例えば排ガスを水などの液体に通して洗浄するような施設、こういったものが該当します。これは県内では2事業場。実は水質汚濁防止法でこういった湿式処理施設があるのもございます。それ以外の規模の小さいものもこの保全条例で規制しているということになります。

また、三番目で畜産農業云々と書いてありますが、これがいわゆる畜舎ということになります。牛房施設、馬房施設、鶏舎の3種類を規定しています。こちらが事業場数として1,292ございます。水質汚濁防止法も牛房施設、馬房施設がありますが、それよりも規模の小さいものを対象としております。

四番目として、何行にもわたっておりますが、簡単に言ってしまうと、印旛沼・手賀沼流域の飲食店や給食施設がありますが、そちらの厨房施設等を対象としております。これが43事業場ほどございます。

23年度末で、合計1,337事業場ございます。

3ページに戻りまして、「(2)排水基準の遵守」の部分ですが、そのような施設を有する工場・事業場から排出される水に対して排水基準というものを定めて、排出水を排出する者に対して基準の遵守を義務付けております。

「(3)自主測定」として、排出水を排出する者に事業場から排出する水の自主測定をあわせて義務付けており、先ほどの排水基準に定められた項目について3ヵ月に1度以上測定しなさいと規定しております。また、これについても、「違反した場合には10万円以下の罰金を科す」と規定しております。

最後に「(4)事故時の措置」ですが、先ほどの特定施設を有するような特定事業場の設置者に対して事故時の措置を義務付けております。例えばここで言う事故というのは、施設が老朽化して、あるいは自然災害が原因で起きる施設の破損による漏洩で河川や湖沼などに汚水が、例えばの話、有害物質を含むような水が放流されてしまったような場合、そういったケースを事故と言います。人為的なミスによる放流などのケースがあります。例えば意図的に基準を超過しているような水を流すような場合は、事故とは言いません。事故の範疇には当たらないと規定しております。事業場の設置者は、事業場内で事故が発生し有害物質を含む水が排出されたことにより、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときには、有害物質を含む水の排出の防止のための応急の措置を講じなさい、とにかく放流を止めるような措置をすぐにとりなさい、さらに速やかにその状況や講じた措置の概要を知事に届け出なさい、と規定しております。

次に、冒頭でも触れましたが、平成 22 年に水質汚濁防止法が改正されております。それについて若干説明を補足したいと思います。

参考資料 2、少し厚い資料ですが、「水質規制法令等」ということで関係法令をいろいろ載せていますが、こちらの 20 ページ、これは改正当時に環境省が公表した資料です。ポンチ絵が載せてございます。

平成 22 年の水質汚濁防止法の改正の背景になったのは、一つには、一部の企業——大手の製鋼メーカー・金属メーカー・建材メーカーで、一時期、排出基準の超過、あるいはデータの改ざん等、これは新聞報道で一時盛んに取り沙汰されましたが、そういった不適正な事案が相次いで発生した。また、「改正の背景」の 3 番目ですが、それとはまた別に全国的に公共用水域における水質事故が増えてきて、例えば一級河川での水質の事故がその前の 10 年間で約 3 倍に増加してきた。こういったことを背景として改正されました。

「改正の概要」のうち、1 にある部分がいわゆる事業者による記録改ざん等への厳正な対応をするということで、自主測定の結果ですが、測定結果の未記録、あるいは虚偽の記録をした場合に罰則を創設した。この中で、測定の結果の記録の保存も、この部分で改めて義務付けられております。さらに、記録をしなかった場合、違反した場合の罰則の適用もこの部分で規定されております。

また、事故時の部分ですが、これは 3 番目に当たります。「汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止」を目的として、流出事故が起きた場合に事業者が行うべき「事故時の措置」の範囲が拡大されております。この中で、措置を講ずべき対象に、従前は有害物質と油だったのですが、それだけではなく、いわゆる BOD とか COD という一般の生活環境項目についても、排水基準に適合しないような水が流れ出てしまったような場合も対象としましょう、応急措置あるいは知事への届出の対象としましょうという改正がなされております。

保全条例は、先ほども申しましたように、水濁法と同じように公共用水域の水質保全を目的としておりますので、水濁法の改正の趣旨も踏まえて、最初にお話した資料 1 の諮問事項に戻りますが、水濁法の改正内容と同じように整合を図るという形で保全条例の改正も行いたいと考えております。

改正条例の骨子案の内容としては、「2」のとおり、(1) のアでは「排出水の汚染状態の測定」。自主測定結果の記録について、水濁法と同じように保存を義務付けることを条例で明記しましょう。さらに「イ 罰則」として、測定の結果を保存しなかった者に対する罰則を規定して適用しましょう。これが 10 万円の罰金になります。

さらに、「(2) 事故時の措置」として、事故時の応急措置及び知事への届出について、有害物質を含む水だけではなくて、BOD などの一般の生活環境項目についても排水基準を超過するような水が流れ出てしまったような場合に、応急の措置と届出を義務付けましょうという内容になっております。

こちらをもう少しイメージしやすいように、参考までに、資料 2 の 2 ページに現行の水濁法と現行の環境保全条例の比較をしております。

1 番が自主測定の部分です。保存義務のところですが、水濁法の現行ではアンダーラインが引いてありますが、最後のほうに「保存しなければならない」と入っております。これと同じように、環境保全条例のほうも「保存しなければならない」と入れていきたい。

さらに、2番目の「事故時の措置」の部分では、該当する部分としては水濁法の現行のアンダーラインの部分。これは簡単に言ってしまいますと排水基準に適合しないということですから、先ほど言ったBODとか生活環境項目が排水基準に適合しないおそれがあるものについてこういった措置をなさいと規定しております。これと同じような形で保全条例のほうも直していきたい。

最後に「罰則」の部分。やはり該当する部分はアンダーラインの部分ですが、記録をしなかった者についてもここで規定していきたい、保全条例でも同じように規定していきたいという趣旨で比較しております。

資料1に戻りまして、3の部分、今後の施行の予定ですが、今のところ本年（平成24年）の10月を考えております。当審議会で御審議いただいた後、6月に県議会がございしますが、千葉県議会への上程を目指しております。条例は御承知のように県議会の審議・議決案件となりますので、県議会で御了承の議決をいただければ条例の公布・施行となります。

次は、直接の諮問事項ではございませんが、この条例の改正に伴い、これにぶら下がる条例の施行規則というものがあまして、その条例の施行規則の見直しも必要となってきます。また、水濁法の改正に伴いまして、水濁法にぶら下がっている施行規則も改正されていますので、それと整合を図るといふ趣旨で条例の施行規則の見直しが必要となります。

こちらの説明資料は資料2になります。1ページの真ん中に「条例施行規則改正の考え方」という部分がございます。ここで若干説明をさせていただきます。こちらの「考え方」を御覧ください。

先に、「②記録の保存対象の明確化」という部分がございますが、記録の保存対象を明確化するという趣旨で、保存の内容について細かく、こういったものを保存していきましようということを規定したいと考えております。改正された水濁法の施行規則の内容とあわせて、チャート（実際に分析したときの記録紙）や、分析業者に分析を委託した場合に計量証明が発行されますが、計量証明書など記録の保存対象を条例の施行規則に規定したいと考えております。

また、①に戻りますが、保全条例の施行規則では、自主測定の測定回数を排水量に関わらず「3ヵ月に1回以上」と定めております。先ほどの保全条例関係資料の中で、若干アウトラインで触れましたように、排水量に関わらず3ヵ月に1回以上自主測定をなさいとなっていますが、その一方で、水濁法の改正で全国一律で年1回以上の頻度での自主測定が義務付けられております。また、実情に応じて県でその測定回数を増やすことができる、とされました。これは水質汚濁防止法適用事業場に対しての話です。

こちらのほうの話は、実は昨年12月のこの審議会の部会で御審議いただきましたが、千葉県では法の規定よりも多い回数の測定を義務付けましようという趣旨で、測定回数条例をこの3月に制定して公布しております。この測定回数条例の趣旨も踏まえて、同じ内容で、①の表にもありますように、排水量区分別で30m³以上のものについては現行どおり「3ヵ月に1回以上」、また30m³未満の規模の小さな事業場については、公共用水域に与えるインパクトも30m³以上から比べて低いだろうということで、現行の「3ヵ月に1回以上」から「1年に1回以上」の測定回数に変更したいと考えております。

こちらの保全条例の改正規則の施行の予定は、保全条例の改正とあわせて、やはり本年

の10月を考えております。

保全条例の改正骨子案に戻りますが、この骨子案自体は、先ほどの資料3でちょっと触れましたように、今年の3月30日から4月23日までパブリックコメントを実施しております。資料3がパブリックコメントの意見募集の結果ですが、意見の提出はございませんでした。

そのほか、参考資料2として水質規制法令等の資料をお配りしていますが、時間の都合がございますので、恐縮ですが説明は省かせていただきます。参考としていただければと思っております。

以上で諮問事項の条例骨子案について説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

磯部部会長　　どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、諮問事項全般に関する御意見、御質問がございましたら、発言をお願いいたします。

山室委員　　事故に関する条例第31条について教えていただきたいのですが、これについては罰則規定は別途定められているのでしょうか。

生駒水質指導室長　　条例第31条の「事故時の措置」については、罰則規定はございません。ただ、応急措置をとらない場合は、知事が「応急措置をとりなさい」という命令を出すことができるようになっております。さらに、その命令に従わないような場合には、命令違反ということで罰則が適用になります。

山室委員　　申し出がないと、事故があったというのはどうやってわかるのでしょうか。

生駒水質指導室長　　例えば、汚水等が流れた場合に、公共用水域に異常水質というような形で白濁水が流れたというケース、あるいは有害物質が流れてしまって魚が浮いてしまったといった異常水質が出た場合に、一般の県民の方々あるいは地元の市町村が発見した場合は、県のほうに報告、連絡が行くような体制をとっております。そういったところで把握していくということになります。

山室委員　　そのときに申し出がないと、公共用水域に接続している事業場は一つとは限らないので、どこから出たかということがわからないことになると思うのです。

生駒水質指導室長　　そのような場合には、一例を申し上げますと、県の出先機関で地域振興事務所というのがございまして、異常水質の連絡が市町村や地元の方々からあった場合には、現場に行って細かに調査します。実際には現場を歩きながら、発生元がどこか調査するような体制をとっております。ただ、はっきり発生元がわからないというケースもございしますが、できるだけ発生元を特定するように努めております。

山室委員　　そうやって指摘されて初めて「では、改善します」と言って知事の指導に対応すれば、それまで黙っていても罰則はないということになりますよね。

生駒水質指導室長　　条例上はそういうことになります。

山室委員　　これはおそらく水濁法もそうなっているからだとということだと思っておりますけれども。

生駒水質指導室長　　水濁法の規定も同じようになっています。

山室委員　　自主記録については罰則規定があって、事故に対してはそういう罰則規定がないというのは、ちょっと不思議な気がいたしましたので、コメントさせていただきました。

磯部部会長　　ありがとうございます。

ほかにかがですか。

入江委員 2点お伺いしたいのですが、先ほど、法改正の背景として不適正事案の発生ということが説明にありましたが、県内の状況について教えていただきたいと思います。

2点目は、条例の改正で自主測定結果の記録の保存義務と罰則ということが挙げられておりますが、先ほどの自主測定のデータ改ざんとか排出基準超過といったことを具体的にどのようなチェック体制で臨まれるのか、具体的なことについてお伺いしたいと思います。

生駒水質指導室長 1番目の県内の状況というお話ですが、これは水濁法の話になってきます。参考資料2の10ページに今回の法改正の契機になった部分があります。これは水濁法の改正にあたって中央環境審議会の答申の文面ですが、10ページの2番目に「大気汚染防止法・水質汚濁防止法に係る不適正事案の発生」ということで、下から3行目、「平成17年2月、鉄鋼メーカーによる……測定データの改ざんが立入検査をきっかけとして判明した」と。これは実は、御承知のように千葉県鉄鋼メーカーです。そのほかは金属メーカー、建材メーカー、有機製品メーカーといったところで不適正事案が次々に明らかになったと。そのような経緯で水濁法が改正されたという状況でございます。

それから測定記録の改ざんの話ですが、これは水濁法も同じですが、立入検査に県の職員が参ります。その立入検査のときに水をサンプリングして分析をかけますが、それに合わせて測定結果なりの記録を確認して、ちょっとおかしいなということであれば、それはきちんと事業者に対して事情を聞いて、その上で記録の改ざん等が見つければ厳正に対処していきたいと考えております。

入江委員 その立入検査についてはどの程度の頻度で行われているのか、教えていただきたいと思います。

生駒水質指導室長 水質汚濁防止法の立入検査でいきますと、平成22年度では延べ事業場数として873件の立入検査を実施しております。

入江委員 確認ですが、毎年それぞれの事業場に立ち入りに行っているということではなくて、何年かに1度ということになるのでしょうか。

生駒水質指導室長 これも限度がございますので、効率的にやりましょうということで、一つの例で言えば、前年度に違反があったような事業場については必ず翌年度も立入検査に行く。あるいは、有害物質を使用しているような事業場については毎年行きます。それ以外のものについては多少間隔をあけて立入検査に行きましょと、そういった重みづけはさせていただきます。

入江委員 もう一度確認ですが、立入検査を行っているのは県になりますか。委託になるのでしょうか。

生駒水質指導室長 もうちょっと細かい話をさせていただきますと、実は水質汚濁防止法でいきますと全部県が所管しているわけではなくて、水濁防止法の政令で決めている市、政令市、中核市については、それぞれ水質汚濁防止法に関する事業が移管されております。そういったものをひっくるめて行政と呼べば、行政側の職員が必ずその事業場に行って水をサンプリングして、分析自体については、今は委託業者に分析を委託しております。

入江委員 ありがとうございます。

磯部部会長 ほかにいかがでしょうか。

瀧委員 確認をさせていただきたいのですが、今までの御説明によると、排出量の少ない小さ

な事業場に対する今回の規制というような意味合いで私はお伺いしていたわけですが、今の事例の話をお伺いすると、どうもそうではなくて、大きな企業に対する話ではないだろうかなど。元に戻りまして、今回のこれは小規模事業場に対する事柄なのか、あるいは小規模事業場も含んだ全部に対しての網掛けなのか、そのあたりを。

生駒水質指導室長 説明がこんがらがってしまって大変申しわけございません。

先ほどの大手メーカーの話は、水質汚濁防止法の改正の契機になった話でございます。そういった不適正事案がかなり頻発したので法律が改正された。千葉県独自の小規模施設を規制する環境保全条例は、基本的には公共用水域の水質保全が目的ですので、水濁法の改正と同じように環境保全条例も見ていきたいと思いますということです。契機になったのは、あくまでも法律の改正でございます。

瀧委員 そうすると、これは規模の大小に関わらず適用されるわけですか。

生駒水質指導室長 今回の改正は環境保全条例ですから、水濁法にかからない規模の小さな施設についての改正ということになります。

瀧委員 水濁法にかからなかった事業場に対するトラブル等について、先ほどの入江委員の御質問の部分は、何か事例みたいなものはございますか。

生駒水質指導室長 応急時の措置というところでよろしいでしょうか。自主測定のほうでしょうか。

瀧委員 自主測定のほう。

生駒水質指導室長 自主測定のほうでそういったトラブルはございませんでした。

応急時の話としましては、環境保全条例の施設自体は有害物質を使っているような事業場はほとんどございませんので、これに基づいての事故時の報告というのはございませんでした。

磯部部会長 水濁法が改正され、これはもう施行されていますからやらなければいけないのだけれども、それに対して、千葉県の環境保全条例で、いわばそれに追加的、いわゆる上乗せで水質保全を規制していきたいということで、その中心としては、水濁法よりもやや小さな規模の企業についても水濁法で課せられている義務とほぼ同じような義務を課すようにしたいということよろしいのですか。

生駒水質指導室長 そういう趣旨でございます。

磯部部会長 今の件で、諮問事項そのものは資料1ですから条例骨子案ですが、それに伴って資料2で「条例施行規則改正の考え方」というのがあって、前年度も議論しましたけれども、排出量が30 m³未満のものについては現状では3ヵ月に1回を義務付けているのだけれども、これは水濁法が1年に1回なので、これは緩い方向に行くのですが、ここは法律に合わせていこうという御提案だと思いますが、前回、非常に小規模なものについては全量としてもどのくらいかということが示されたと思いますが、今回もそれと同じように考えて整理をしたということよろしいのですか。

生駒水質指導室長 はい。

磯部部会長 90何%でしたっけ。

生駒水質指導室長 99%です。

磯部部会長 99%ぐらいですね。上のほうの30 m³以上というところで99%行くので、最後の1%についてはいろいろ行政的に複雑にしないで法律と合わせていきたいと思いますという趣旨

だったかと思えます。

ほかに、御意見、御質問等いかがでしょうか。

瀧委員 資料1の骨子案ですが、(2)のところで骨子案がそのまま最終的に出てくるわけではないですね。いつも感ずるのですが、(2)でBOD云々という形で物事を進めておられますが、公共用水域の中には、河川だけではなく湖沼も入っていきまして、湖沼はCODでやっていますので、このあたり「等」と書いてありますから何とも言えないのですが、いつもどうなのかなと……。CODはいつも日陰になっていて。ちょっとそのあたり……。

生駒水質指導室長 先生おっしゃるとおりでございます。基本的には、条文化にあたりましてはBODだけではございません。排水基準がかかる項目になります。ですから、BOD、CODもそうですし、SSもそうですし、pHもそうですし、その他いろいろな項目がございます。確かに、我々はずいついBODを先に「BOD、COD」と言ってしまうので、先にBODを書いてしまいましたが、厳密に言えば「BOD、COD等」というふうになるのかなという気がします。すみませんでした。

瀧委員 何かうまい文言はないだろうかというのが私の趣旨です。

磯部部会長 行政的な使い方としては、何かあるときは先頭の一つで、あとは「等」と言う、その慣例にならったということだと思いますが、研究者の立場からすると、BODとCODは同列なのだから、せめてその二つぐらい書いて、あと「等」ぐらいではないかと、そういうニュアンスだと思います。これは行政のやり方に従うということをお願いしたいと思います。

ほかにいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、諮問事項「千葉県環境保全条例に関する事項」についてお諮りしたいと思います。

御異議ございませんか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

磯部部会長 ありがとうございます。御異議がないようですので、それをお認めすることにしたと思います。

本日御承認いただいた事項については、千葉県環境審議会運営規程第6条に基づいて私から審議会長に報告させていただきます。その後、会長の意見を得て、審議会の議決として審議会長名で知事あてに答申される運びとなります。御了承いただきたいと思います。

本日予定された審議事項は以上でございます。

5. その他

磯部部会長 次に、「その他」として事務局から説明事項があるということですので、お願いいたします。

生駒水質指導室長 改正水質汚濁防止法について、最近の状況について御紹介させていただきます。

資料は、参考資料3、パワーポイントの資料になります。

水濁法は、最近では毎年のように改正されております。こちらの改正水濁法は、昨年6

月に改正されたものです。こちらは、地下水汚染の未然防止を図るために、有害物質、例えばカドミウムとか六価クロムといったものを貯蔵する施設の届出、構造基準、あるいは定期点検の義務付けを趣旨とする内容で、本年6月から施行されますので、参考までに御紹介させていただきます。

参考資料の3ページ、まず「改正の背景」です。昨今の調査によって、事業場等からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏洩により、地下水汚染の事例が毎年継続的に確認されている。これは全国ベースの話です。その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸から有害物質が検出された例もあるということが判明している。

これらの原因を突き詰めていきますと、例えば事業場等における生産設備や貯蔵設備等の老朽化、生産設備等の使用の際の作業ミスなどによる漏洩が原因の大半になっている。

こういったことを踏まえて、下の四角に「改正の背景（その2）」がございしますが、地下水汚染の未然防止のための実効ある取組の推進を図る必要があるだろう、ということが今回の改正に至った背景になっております。

次の4ページの下の方の四角のところ、これは全国ベースですが、汚染原因等の実態はどうだろうということで、環境省が調べた結果でございます。

多くの事例は、施設の老朽化、さらには生産設備等の使用の際の作業ミス等、意図しない状況で地下に浸透してしまった結果だと推定されております。

その漏洩の原因が、施設・設備に係るものとしては、設備の本体につながっている配管の繋ぎ目やパッキン等の劣化・破損、あるいは作業に係るものとして設備の操作ミスなどが漏洩の原因だろうと。

さらに5ページに参りまして、上だけであれば地下には浸透しないのですが、実際には地下に浸透してしまっていますので、その原因は何かというところを突き詰めていきますと、設備の設置場所の床面が劣化して亀裂があって、そこから漏洩した有害物質等がしみ込んでしまい、さらには地面のほうにしみ込んで地下へ浸透してしまっている。そういったケースが間々見られる。あるいは、元々床であっても、舗装したりコンクリートではなくて土でできたような土間といったケースもあって、そういったところから地下へ浸透してしまったのだろうというケースも間々見られるということです。

実際の事例として、5ページの下の方にありますが、これは全国ベースで、金属製品製造工場で溶液槽の配管繋ぎ目が劣化して六価クロムが漏洩し、床面の亀裂から浸透してしまった。配管の繋ぎ目から漏れて、せっかくコンクリートで床を打ってあったのですが、そこに亀裂が入って、そこから徐々にしみ込んでしまったという事例がございます。

次の6ページの上に、もう一つの事例としては、これは作業中のミスですか、トリクロロエチレンの貯蔵タンクへの移し替え作業による地下水汚染が判明。移し替えたときに漏れてしまったのだけれども、やはり同じように床に亀裂が入っていて、そこから漏れてしまった。こういった事例がある。

このようなことを踏まえて、国では地下水汚染の防止をするために水濁法を改正した。

その概要ですが、6ページの下に4点ほど書いてあります。

一つは、規制対象施設の拡大です。現状の水質汚濁防止法は、規制対象施設はあくまでも排水です。水を排出している事業場、水を出している施設を対象としているのですが、今回の場合は、有害物質を貯蔵している、あるいは使っている施設に対して規制していき

ましようということになっています。対象施設が拡大されているということです。

2番目としては、これも今回の改正法の特徴ですが、従前の水濁法の規制といたしまして排水だけを規制していたのですが、今回の改正で有害物質を貯蔵するような施設、ちなみにタンクなどがそうですが、タンクなり、あるいはそれに付属している配管について、漏れないような構造にする。そういった構造等に関する基準をつくりまして、それを事業者に対して遵守を義務付けているところが特徴的なところかと思えます。

さらには、3番目として定期的に点検を実施。その点検記録の保存を義務付けるということです。

あと、「その他」として書いてございますが、既存の施設は結構多いかと思えます。既存の施設に対しては3年間猶予して、その間に基準に満足するように措置を講じてもらうということで、猶予期間を3年間とっております。

次の7ページの下の方が、規制対象施設の拡大ということで新たに規制対象となった施設については、ともに有害物質の貯蔵施設ですが、都道府県知事等に事前に届け出なさいというような規制がかかってまいります。

さらに、8ページの下、「(2) 構造等に関する基準順守義務等」ということで、「有害物質貯蔵施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならない」、さらに「基準を遵守していないときは、知事は必要に応じ命令することができる」ということが規定されております。

10ページに参りまして、下のほう、「定期点検の義務の創設」ということで、「有害物質貯蔵施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について定期的に点検しなければならない」という義務が創設されております。

11ページの下に参りまして、猶予期間は3年間ということが記載されております。

ずっと飛びまして、なかなかイメージしにくいかと思えますが、一般の工場を例にとつて、大体こんなイメージですよというのが図で示されております。19ページの上の図、おそらくこれが一般的な工場の例として挙げられるのではないかと。通常の工場ですと、原材料を受け入れて、製造工程に入る前に何らかの原材料を貯蔵するだろう。そのときには、貯蔵タンク、貯蔵施設を設けて一旦受け入れるケースが多い。この中に有害物質を含む液体を貯蔵すれば新たな改正水濁法の適用の対象になり、有害物質貯蔵指定施設といたしますが、先ほど言った構造基準なり定期点検の義務が生じる。当然、届出も必要になってきます。

さらに、真ん中に「特定施設」と書いてありますが、製造施設になろうかと思えますが、製造施設なり有害物質を使用している施設から排水が出れば水濁法の特定施設になります。その中で有害物質を使用しているような特定施設については適用の対象になるということです。

小さな字で書いてありますが、それに付随するような配管とか排水溝といったものも今回の改正水濁法の対象になりますし、あるいは製造工程で出る廃液等の中に有害物質が含まれば、これも今回の改正水濁法の適用対象となりますよ、ということがここで明示されております。

この改正法自体は、今回の改正で全く新たな規制が生じてきますので、県としては、関係する事業場を対象として、これからこの5月に県内各地で説明会を開催して、洩れがな

いように周知の徹底を図っていきたい。そのような予定にさせていただきます。

以上、平成 23 年の改正水濁法に係る最近の状況について説明いたしました。

以上でございます。

磯部部会長　ありがとうございました。

ただいま事務局から、本年 6 月に施行される水質汚濁防止法の改正の内容について御説明をいただきました。何か、このことについて御質問ございますか。

重政特別委員（代理・福永課長）　私は関東経済産業局ですが、23 年度の調査事業で、6 月 1 日から施行される未然防止ということで、なかなか環境省のほうからうまい事例が……。やっとホームページのほうでその対象となるマニュアルが整備されたようでございますけれども。

私どものほうでは、この 1 月、千葉県地質環境対策室の西田さんとか環境センターの方に、東京で開催したのですが、事前に、どういうところが対象かと。ここではっきり見えないですが、先ほどのフローの中で大きな工場とかありますが、クリーニングとか、物質的に有害物質、そういったところに対して簡単なドレーンを置くとか、先行的に既に実施した。ただ、正式にそれが基準に適合して大丈夫なのか。とりあえずは地下に入っていないような対策ということで、まず、対象になるところが早目に自分たちは有害物質だということに気づいていただいて、点検とか。地下埋設の部分を点検するというのは、なかなかお金もかかったり、そういう部分はあるのですが、今回、地震等で液状化とかがあったときに工場で何をしたかという、要は、埋設の配管を地上のほうに出したり。そうすると点検もしやすくなる。そういったところで、今後そういったうまい事例を示しながら、まず知っていただくということでやっております。また今年度も引き続き私どもも先行して、その辺、もしよければ一緒になってやらせていただければと考えておりますので、参考までに御認識いただければと思います。

磯部部会長　御報告ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

山室委員　先ほどの報告に関連しているのですが、これは規模は特になくて、物質で対象になってくるといって感じでしょうか。

生駒水質指導室長　これにつきましては、規模の大小は関係なくて、いま先生がおっしゃられたように、その物質を貯蔵しているかどうか、その物質を含む液体を貯蔵しているかどうかになります。濃度も関係なくて、多少でも入っていればこちらの対象になる。ただ、その施設自体が、タンクを固定してあって動かないようなものが対象になってきます。

山室委員　ちょっと心配しているのは、小規模な事業場ですと、不備があったときにすぐに対処できる資金がない場合もあるかと思ひまして、そのようなときのために、例えば低利子の貸付とか、そういう具体的な制度も並行して検討しておられますか。

重政特別委員（代理・福永課長）　私は 4 月 1 日に着任したばかりですが、先ほど言ったクリーニング店なども本当に中小の企業。私ども経済産業省のほうで支援するという部分では、何でこれをやっているかという、中小企業に対して、いま委員の方がおっしゃられたように資金とか、場合によっては会社がつぶれてしまうという状況にも陥りかねないというところを一番心配していて、それでいろいろな支援策はあるのですが、まず自治体間での情報の共有であったり、県のほうでいろいろな支援をやっているのだけれども、それをそ

ういう人たちが公害防止のために使えるのか、あと国のほうでも我々のほうで「中小企業に対する支援」という部分でどういうものが使えるのかということに対して、その辺をきちっと整理して見せていって、さらに今度、説明会とかでいろいろな質問が出てきたりするかと思います。それをもうちょっと拡大して使えるような施策をうちのほうとしては促していこうかというふうにも考えていますので、多分、県自身もそういったことは今後進めていかれるだろうと思います。

山室委員　　ありがとうございました。

磯部部会長　　ほかにいかがでしょうか。

何事業場ぐらいになると予測されるのですか。

生駒水質指導室長　　先ほど言った有害物質使用特定施設ですと大体当たりはつくのですが、今まで届出が出ている施設以外の部分もあるので、それは非常に算定が難しい。どれがなるのが正直言ってわからないという部分です。ただ、2,000になるのか3,000になるのか、今のところ不明な状態ということです。

磯部部会長　　それだけの数を管理するというのは、また大変な仕事になりますね。

生駒水質指導室長　　実は、今の水濁法の事業場を管理するシステムがございまして。それに今回の新たに規制となるような届出がされた施設については組み込んでいきたいと考えております。それで管理してまいります。

磯部部会長　　どうぞよろしくお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかに報告の案件はございましてか。

大竹水質保全課長　　参考資料4ですが、東京湾に関係する水質モニタリングということで、国では昨年8月に、福島第一原子力発電所近傍の海域や沿岸域等において放射能の海域モニタリングということで総合モニタリング計画というものをつくりまして、福島県、宮城県、茨城県の沿岸域や沖合等で放射性物質の海域モニタリングを実施してきております。この3月にこの計画を改定し、東京湾も対象水域として、東京湾も含めた「24年度海域モニタリングの進め方」という形で取りまとめて、この3月30日に公表しております。その公表された内容が「平成24年度海域モニタリングの進め方」というものです。

この改定の基本的な考え方は、1ページの中ほどですが、平成24年4月以降の海域のモニタリングに関しては、文部科学省を中心に関係省庁の下、海水についてはセシウムを中心に分析精度を向上させた濃度の把握、海底土については距離的なバラツキや性状の把握、放射性物質の経時的な移動、こういったものを把握するという観点で実施するというようになっております。

2ページの中ほどに、具体的な水域ということで別添参照ということになっているのですが、⑤に東京湾ということで、「河川からの放射性物質の流入・蓄積が特に懸念される閉鎖性海域である東京湾」ということでこの中に組み込まれております。

一つは海水のモニタリングということで、4ページの⑤、ここでは港、湾口中央付近については頻度が高いのですが、それ以外のところについては3～4ヵ月程度に1回を基本として実施することになっております。

2番目の海底土のモニタリングとして、5ページですが、東京湾については同じように3～4ヵ月に1回程度を基本にして調査をするという形で計画されております。

同じように、海洋生物についても 6 ページに記載されております。

具体的には 10 ページに図が示されております。これはまだ考え方ということで具体的に全部が決まっていない状態で示されていますが、湾口部、港部は、青いマルの部分の国土交通省で行われている部分がわりと頻度が高い。それ以外に、海上保安庁で行われている「K-T1」、ほぼ真ん中辺の楕円の上にピンク色の菱形がありますが、ここは年に 1 度、ずっと過去からこういった調査が行われている地点だと聞いています。それに加えて、湾の真ん中に 1 点増やすということと、あとは黄色の菱形で、大きな河川の河口部、それから東葛ぐらいでしょうか、千葉市の前面の河口部で計画されています。また、中央部のグレーから青の楕円の中において調査地点調整中ということになっております。こういった形で示されました。

これに対して県としては、東京湾はこういった全体のデータがありませんので、もう少し密に全体を把握してから少し簡素化なり重点化を図っていくような、頻度についても陸域に合わせて同じような頻度でやっていただきたいということで、実は先週、4 月 20 日に、参考資料 5 で、文部科学大臣、環境大臣、海上保安庁長官に同じ内容で要望を行ってきました。

内容的には 3 点で、

- 1 国は、東京湾における放射性物質モニタリングについて、人の健康や生活環境への影響に対する不安が解消するまで、水質、底質及び海洋生物等の調査を詳細かつ継続して実施すること。
- 2 モニタリング結果等を踏まえ、河川及び海域における放射性物質の挙動を明らかにすること。
- 3 モニタリングの結果を速やかに、かつ分かりやすい形で情報提供することにより、放射性物質による人の健康や生活環境への影響に関する懸念を払拭すること。

ということで、この三つを要望してまいりました。

あわせて具体的な内容ということで、環境生活部長の名前で各省庁に、3 ページ、4 ページ、5 ページ、この内容で具体的な内容について申し入れてまいりました。調査地点、調査頻度、調査方法、長期的な予測、結果の公表ということで 5 項目に分けて具体的な内容をお願いしてきました。

具体的な調査地点としては、4 ページの図を見ていただければと思います。これは千葉県が行っている内湾の公共用水域の基準点（測定点）になります。それが「東 1」（「東京湾 1」の略）から「東 20」と書いてある 20 地点、これだけ調査をやっております。それから、沿岸の市町村に必要なところがあるかということで意見を確認しまして、船橋市、習志野市、木更津市からそれぞれ挙げた地点が赤マルで 1、2、3、4 と 4 点ございます。この 24 点について調査をいただけないかとお願いしてまいりました。もちろん湾の奥のほうでそもそも環境省や文部科学省のほうで計画している調査地点とほぼダブる場所は構いませんが、それ以外の地点でも東京湾全体が把握できるようにということでお願いしてきました。現在、文部科学省と具体的な調査地点や調査のやり方、それから千葉県は東京湾で「きよすみ」という船を持っておりますので、こういった船を出して採水・採泥といったものも県の職員でやってもらえないかと。それによって、測定点も委託ですから費用的に増やすことも可能だということで、今いろいろ交渉をさせていただいています。

国のほうでは5月末ぐらいから調査に入りたいという希望があるようです。

現状はこのような状況でございます。

もう1点、参考資料6「海水浴場等における海水中の放射能濃度モニタリング調査について」という資料と、もう1枚、今日お配りした裏表の結果のものがございます。これは昨年度（23年度）から実施していますが、海水浴場、潮干狩り場について、その地域だけではなくて、代表点を選び年間を通じた調査を実施していこうということで、昨年に引き続き本年度も実施するものです。

1枚めくっていただきまして3ページに、このモニタリング地点のグルーピングとして銚子・海匝地域、代表として銚子から横芝光町までの4市、それから九十九里地域、外房地域、内房・東京湾地域と大きく四つに区分し、原則として各1地点を選定して、1回当たり4地点程度で順番に回して行って1年間調査をしましょうというものです。

最初の予定として、4月23日に木更津、富津、船橋で調査を実施しております。これは、ゴールデンウィークに先立ち潮干狩りなどが多くなるだろうということで、そういうところを優先して今回は調査をさせていただきました。

その調査の結果がもう1枚の「モニタリング調査結果について（第1報）」というもので、この地点についてはすべて、上層、下層とも「不検出」となっております。これは代表地点を1年間通してやるということで、これとはまた別に、海水浴場を開設する予定をしている68海水浴場については、遊泳前の調査、遊泳中——4月ぐらいになりますか、ここについては全海水浴場で調査を行って、それはまた別な形で公表させていただくという予定であります。

以上でございます。

磯部部会長　ありがとうございます。

ただいま事務局から報告がありましたが、何か御不明の点等ございますか。

加藤委員　今説明された地点は、合計するとサンプル数にして何サンプルぐらいになるのでしょうか。伺っても、どのぐらいの量が集まってどのぐらいのデータが集まるのかという実感がちょっとわからなかったもので、教えてください。

大竹水質保全課長　今回の調査ですと、それぞれ3ページの表に挙げております。例えば銚子市でしたら、銚子マリーナ海水浴場ですから26地点になります。その上層、下層を取ります。これについては、こうやって回しますと、年に2回、調査ができますので、それだけのデータが出てきます。

加藤委員　その発表はどのような形で公表されるのですか。

大竹水質保全課長　本日お配りしたこれが第1報となります。今回は4月23日と24日、この時点について実施いたしました。その結果が裏の別表のような形で、それぞれの地点で、放射性ヨウ素、放射性セシウム134と137ということで、上層、下層、今回はすべて「不検出」。毎回こういった形で測定ごとに出していただきます。

この中で次回の調査予定も、例えば裏面の3に「次回の調査予定日及び調査地点」ということで、6月18日に匝瑳市、長生村、南房総市、館山市で実施させていただきます。概ねこれは3～4日後ぐらいに分析結果として出して、同じようにこういう形で即報告を公表させていただくという段取りで毎回進めさせていただきます。

これは、もちろん記者発表をするとともに、県のホームページにも載せますので、そち

らを見ていただければ最新の情報がわかるようにはなっております。

加藤委員 ありがとうございます。

磯部部会長 ほかにいかがでしょうか。

山室委員 二つお伺いしたいのですが、参考資料4の10ページの図ですが、ここに示してある地点とは別に水産物採取分析をオレンジ色でやると書いてあるのですが、そのオレンジ色というのが見えにくいので。おそらく東京湾全域なのかなと思いますが。さらに「水産物採取分析」というところを見ますと、「東京湾全体を対象に、湾内に生息する魚介類等の水産物を採取。採取場所・頻度・時期等については実施機関及び地方自治体が調整」と書いてございます。これについて千葉県はどのように調整されて、具体的にどこでどういう生物を採ることにされているのか、教えていただきたいと思ったのが1点。

それから参考資料5、これも関連してまして、5ページに千葉県要望箇所一覧がございまして、ここに「COD」「N-P」「水生生物」と書いてありますが、そうすると、この地点で生物も同じように採るのかというふうにも読めるのですが、1ページを見ると、水質、底質だけなのかとも読めますので、その辺りを教えていただきたいと思います。

また、水生生物として、おそらく船橋市が要望されているのは、二枚貝をお願いしたいからこの地点なのかなという気もするのですが。もちろん水産物として漁獲されているものに対してはおそらく出荷するときに自主規制とかで測っていらっしゃると思うのですが、潮干狩りなどで獲ったものについてはおそらく一般の方も不安だと思われるので、そういう意味合いでこれはモニタリングをお願いしているのではないかと思いますので、だとすると、その場所において水を濾過する二枚貝というのはあったほうがいいのかと思いましたが、それが入っているのかどうか。場所もそうですけれども。ということをお教えください。

大竹水質保全課長 測定地点の要望については、基本的には水質と底質で、それ以外に、例えば6ページに対象種ということで「東京湾においても湾内に生息する沿岸性魚種、貝類及び海藻類について、水揚げされる水産物の検体買付け等により採集した検体に含まれる放射性物質の調査を実施する」ということで実施して、あと水産庁のほうで幾つかやっているということで、その辺も少し調整はとれるという話は今させてもらっています。

生駒水質指導室長 参考資料5の5ページで水生生物、海域生物というお話がございましたが、これは実は類型指定の水域名ということで、水生生物の類型指定をこの地点でやっていますよということで、ここで水生生物をやってほしいということではなかったのです。一応この地点はこういうところなんですよという説明で国のほうに出しています。その下に「海域生物A」「海域生物特A」と書いてありますが、あくまでもこちらの水域は水生生物の類型指定になっていますよということで要望書を出していただいています。

山室委員 この類型指定のところは、垂鉛というのは昨年この場で議論が出てきたので、おそらくそういうことだろうなと思ったのですが、念のために確認させていただきました。

そうしますと、放射線モニタリングは水質と底質で、生物は入っていないということで、すね、要望したのは。

生駒水質指導室長 要望の項目の中には入ってございません。

磯部部会長 水産生物については、参考資料4の10ページのオレンジの部分で生息する魚介類等の水産物を採取、これですね。オレンジというのは、ちょっとオレンジに見えないけ

ど、一番大きな楕円ですね。

大竹水質保全課長　　そうです。

磯部部会長　　そこで採取するものということで、この範囲全体と見るのですね。

大竹水質保全課長　　はい。

磯部部会長　　ほかにいかがでしょうか。

近藤委員　　モニタリングの場所の選定ですが、文科省の航空機モニタリングの結果で言いますと、木更津地域は比較的セシウム等の沈着量が大きい場所ですね。そういうことを考慮して木更津も重視するとか、そういう観点があったのでしょうか。例えばノリとか養殖をやっておりますのでね。

大竹水質保全課長　　確かに木更津・富津方面は、ノリやアサリ、こういった水産物などがあるということと、もう1点は、この調査計画ではこちらのほうがほとんど入っていない、点として打たれていない状況がありますので、東京湾は現状でどういう状況になっているのか、この点だけではなかなか把握できないだろうということ、一度はそういうところでも密にやってもらいたいということで要望のほうは出しております。

近藤委員　　航空モニタリングの結果は参照なさっていますか。

大竹水質保全課長　　具体的にはそこまではまだ。

近藤委員　　かなり木更津は注視しているのですが。

大竹水質保全課長　　例えば小櫃川の河口で出てくるとか、そういう心配などは伺ってはおりません。

磯部部会長　　小櫃川に限らず河川の河口については、土砂と一緒に放射能を持った物質が運ばれてきますが、それがまだ海域の真ん中までは来ていないという状態だと思いますので、特に河口についてはある程度密に測って、時間的にどのように広がっていくのかというあたりが追えるといいのではないかと思います。

山室委員　　関連して参考資料4の10ページの図ですが、オレンジのマルというのが、そういう意味では生物を採取するところがいかにも河口域が抜けているように見えてしまうのです。表現でこうになってしまうのかもしれないのですが。もうちょっといい表し方を。もちろん、アサリを採るということであれば、このマルの中から採るということではないですよ。ちょっと誤解を与える表現かなという気がいたします。

大竹水質保全課長　　そうですね。この考え方からすると、この図だとよくわからない部分があります。

磯部部会長　　アサリは、このマルでは採りようがない。盤洲は採りようがある。

勝山委員　　アサリ等については、江戸川河口の行徳、船橋、木更津地区、富津、すべて検査して水産課のホームページで全部出しております。魚も含めて。したがって、この表ではなくて、千葉県側の東京湾の富津岬までの主要な魚介藻類はすべて検査して公表しております。いずれも全部大丈夫です。

山室委員　　多分そうだと思うのですが、この図が一人歩きすると、そういうのがないところで採っているみたいになるので、それでちょっと申し上げさせていただいた次第です。

大竹水質保全課長　　これはあくまでも国が3月30日に示した内容ですので、それに対して我々もちょっと危惧しているところがあるので、今いろいろ文部科学省とお話をさせていただいております。

瀧委員 老婆心ながらの話でお話させていただきます。

千葉県内の、特に川の水の動きというのは、流域を超えて水は動いていますので、そういう意味で特に顕著なのは、九十九里のほうに利根川の水が出てきているというのがありますので、そこら辺は検討の中で外れないように注意していただきたい。九十九里のほうは、これを拝見させていただくと、海水浴しかないような感じ。そうではなくて、漁業のほうにも関係するような川の水が出ていっているので、その辺りも、もし抜けるようなことがないようによろしくお願ひしたいと思います。

磯部部会長 ほかによろしいですか。

このほかに事務局から何かございますか。

大竹水質保全課長 本日は熱心に御審議いただきまして、ありがとうございます。本日の諮問事項について、審議結果を踏まえ、千葉県環境保全条例と施行規則の改正に向け、所要の手続を進めてまいります。

なお、今後の部会の予定ですが、通常行っております次年度の公共用水域及び地下水質の測定計画案を来年1月頃を目途に予定させてもらっております。また、これ以外に、現在、国では、1,4-ジオキサン、この物質についての排水基準の新設を検討しております。これが近いうち、もしくはいつ頃になるかちょっとわからないのですが、年度内にもしそういった動きが出ましたら、その動向に合わせて千葉県環境保全条例の施行規則の改正を検討する必要がありますので、今年度中にもしかするともう一度こういった形で御審議いただくことになるかもしれませんので、よろしくお願ひいたします。そのときはまた事前に御連絡させていただきます。

以上でございます。

磯部部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から今後の審議事項について御説明いただきました。最大であと2回あり得るということです。

開催日程については、事務局により調整をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

6. 閉 会

司会 長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、千葉県環境審議会水環境部会を終了いたします。

— 以上 —